

手数料について

認証申請者は申請書提出時に認証手数料を、認証生産行程管理者は継続認証確認調査同意書の提出時に確認手数料を、県収入証紙により納付してください。

1 認証申請手数料

名 称	認証申請手数料の額
有機農産物生産行程管理者 認証申請手数料	1 生産者の数が1であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき23,000円 2 生産者の数が2以上であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき23,000円に4,300円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額 3 その他の場合 1件につき23,000円に4,300円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額と1,800円にはほ場の数から5を減じた数を乗じて得た額を加算した額

2 確認手数料

名 称	確認手数料の額
有機農産物生産行程管理者 確認手数料	1 生産者の数が1であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき16,000円 2 生産者の数が2以上であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき16,000円に2,200円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額 3 その他の場合 1件につき16,000円に2,200円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額と900円にはほ場の数から5を減じた数を乗じて得た額を加算した額

3 臨時確認手数料（認証生産行程管理者の認証内容に変更があり、定期確認調査とは別に現地調査が必要な場合）

名 称	臨時確認手数料の額
有機農産物生産行程管理者 臨時確認手数料	1 生産者の数が減少し、又は生産者の数の増加が0若しくは1であり、かつ、ほ場の数の増加が6以上の場合 16,000円に当該ほ場の増加につき900円に当

	<p>該増加したほ場の数から5を減じた数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>2 生産者の数の増加が2以上である場合</p> <p>(1) ほ場の数の増加が5以下である場合</p> <p>16,000円に当該生産者の増加につき2,200円に当該増加した生産者の数から1を減じた額を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) ほ場の数の増加が6以上の場合</p> <p>16,000円に、当該生産者及びほ場の増加につき、生産者の増加にあつては2,200円に当該増加した生産者の数から1を減じて得た数を乗じて得た額を、ほ場の増加にあつては900円に当該増加したほ場の数から5を減じた数を乗じて得た額を、それぞれ加算した額</p> <p>3 1及び2以外の場合 16,000円</p>
--	---